第3章 土地利用方針

1 現状と課題

土地は、限られた貴重な資源であるとともに、市民生活や経済活動等のあらゆる活動の共通基盤であり、地域の発展を図るためには、土地を高度かつ有効に利用していくことが必要です。

現在、市域面積 317.96kmのうち、49.29km (15.5%) が都市計画区域に指定されています。都市計画区域のうち、用途区域が 8.57km (17.4%) となっており、用途区域のうち住居系が 49.8%、商業系が 16.0%、工業系が 34.2%となっています。

このような中、民間事業者等による無秩序な開発を抑制するとともに、能越自動車道等の道路整備による交流人口の拡大や企業誘致による雇用創出など、地域産業の振興を視野に入れた計画的な土地利用が求められています。

2 基本的な考え方

海岸や森林等の自然環境の保全と活用、良好な農地の保全や美しい田園風景の創出、魅力的で快適な都市の形成を基本に、市内全域を「海岸ゾーン」、「森林ゾーン」、「田園ゾーン」、「市街地ゾーン」、「港湾・工業ゾーン」、「居住ゾーン」の6つのゾーンに区分し、七尾市固有の歴史的・文化的景観に配慮しながら、自然環境と調和のとれた総合的かつ適正な土地利用を推進します。

また、道路等の社会資本整備により、周辺地域の土地利用形態に変化が生じる場合は、地域の実情に合った計画的な土地利用を図ります。

3 ゾーン別の土地利用方針

(1) 海岸ゾーン

能登半島国定公園の区域である七尾湾や能登島、灘浦の海岸域と、海岸線に沿って形成された集落を「海岸ゾーン」として位置づけ、海洋環境の保全を基本に、漁業や海洋レクリエーションの振興、集落の生活環境の向上を図ります。

(2) 森林ゾーン

城山や別所岳、虫ヶ峰などの山岳や丘陵地に広がる森林地域と、山間地に形成された集落を「森林ゾーン」として位置づけ、貴重な森林環境の保全を基本に、市民や来訪者の交流の場として活用するとともに、集落の生活環境の向上を図ります。

(3) 田園ゾーン

市内全域に広がる田園地域の集落と農地を「田園ゾーン」として位置づけ、良好な農地の保全を基本に、農業の振興や集落の生活環境の向上を図るとともに、美しい田園風景を創出します。

(4) 市街地ゾーン

住宅と商店が密集した地域と、幹線道路沿いの商業施設を中心とした地域を「市街地ゾーン」と位置づけ、各地域の特色ある市街地の形成を基本に、賑わいの創出や生活環境の向上を図ります。



特に、七尾港からJR七尾駅にわたり、古くから経済の中心として発展してきた地域を「中心市街地ゾーン」として位置づけ、個性や特色を活かした商業空間の形成を基本に、まちなか観光の振興や生活環境の向上を図るとともに、魅力ある都市景観づくりに努めます。

さらに、開湯 1,200 年の歴史を誇る和倉温泉を中心として発展してきた地域を「温泉市街地ゾーン」として位置づけ、情緒ある温泉街の形成を基本に、観光の振興や生活環境の向上を図ります。

(5) 港湾・工業ゾーン

七尾港周辺に集積した産業・物流・エネルギー地域と、市内に整備された工業団地や工業立地に適した用地を「港湾・工業ゾーン」として位置づけ、港湾機能の充実と工業集積を基本に、周辺環境の整備を図ります。

(6) 居住ゾーン

市街地周辺の住宅地や区画整理等により整備された住宅団地を「居住ゾーン」と位置づけ、魅力ある居住空間の形成を基本に、生活環境の向上を図ります。

